

東 金 市

子ども・子育て支援事業計画

(平成29年度改訂版)

(第4章 抜粋)



平成30年3月

【本計画における平成29年度改訂について】

1. 東金市における計画見直しの必要性について

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっております。平成29年度は計画の中間年にあたるため、平成29年1月に内閣府より「中間年における計画見直しの要否の基準」が下記のとおり示されました。

<見直しの要否の基準>

(1) 教育・保育の「量の見込み」の見直し基準について

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの「認定実績値」が、市の計画における「量の見込み」よりも10%以上のかい離がある場合に、原則として見直しが必要となっております。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し基準について

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じて見直しを行うこととなっております。

この見直し基準により、東金市の教育・保育の「認定実績値」と「量の見込み」のかい離を算定した結果、1号認定以外の支給認定区分で10%以上のかい離があったことから中間見直しが必要となり、また地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても実績値とかい離が見られたため、併せて中間見直しを実施することといたしました。

2. 見直し数値の算定方法について

(1) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保内容」について

①量の見込みについては、計画策定時のニーズ調査で求めたニーズ率を、平成27年度から平成29年度までの実績値の増減傾向により修正し、算定いたしました。

②確保内容については、計画策定時に見込んでいなかった小規模保育事業所の新設、私立認定こども園の増設及び私立保育所の新設を見込んで算定いたしました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「供給量」について

・平成27年度及び平成28年度の実績値を基に算定いたしました。

3. 本計画の平成29年度改訂について

本計画の中間見直し（案）について、平成29年7月19開催の東金市子ども・子育て会議において各委員から意見を聴取いたしました。その後、子ども・子育て支援法第61条第9項の規定により変更案について千葉県と協議を行い、平成30年3月29日に協議が整ったことから改訂を行うものです。

※改訂箇所は赤字で記載しております。

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

新制度のもとでの今後の子育て支援関係のサービスの体系的な全体像を以下に示します。東金市ではこれらの事業を組み合わせつつ展開していくこととなります。

なお、子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法等	給付の区分		事業名等	成長過程の関連性								
				妊婦	誕生期	乳児期	幼児期	小学校低学年	小学校高学年	中学校		
子ども・子育て支援法	教育・保育給付 子どものための	施設型給付	1. 幼稚園(新制度へ移行する私立幼稚園を含む)				↔					
			2. 認可保育所			↔						
			3. 認定こども園			↔						
		地域型保育給付	4. 小規模保育			↔						
			5. 家庭的保育			↔						
			6. 居宅訪問型保育			↔						
			7. 事業所内保育			↔						
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援に関する事業【新規】			↔							
		2. 時間外保育事業(延長保育事業)			↔							
		3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】			↔							
		4. 多様な主体が体制に参入することを促進するための事業【新規】			↔							
		5. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)						↔				
		6. 子育て短期支援事業						←-----→				
		7. 乳児家庭全戸訪問事業			↔							
		8. 養育支援訪問事業等						←-----→				
		9. 地域子育て支援拠点事業			↔							
		10. 一時預かり事業			↔							
		11. 病児(病後児)保育事業			↔			↔				
		12. ファミリー・サポート・センター事業			↔			↔				
		13. 妊婦健診			↔							

注) ←---→ は一定の要件が伴うものを表します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て新制度においては、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）

東金市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を 1 区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育施設の利用定員などの見込み量と確保の内容を示します。

認定区分について

■ 1号認定・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども。

■ 2号認定[教育ニーズ]・・・（幼稚園・認可保育所・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園の利用希望が強いもの。

■ 2号認定[保育ニーズ]・・・（認可保育所・認定こども園の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、今後、認定こども園、保育所等を利用したいとするもの。（保育を必要とする子ども）。

■ 3号認定【0～2歳】・・・（主に認可保育所・認定こども園・小規模保育の利用）

国の策定する客観的基準に基づく保育の必要性の認定で、満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

●量の見込みと確保の内容●

(人)

年度	年齢	認定区分	① 量の見込み		② 確保の内容		需給体制 (②-①)		
			当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	
平成27年度	3～5歳	1号認定	509	736	864	1,190	355	454	
		2号認定	教育ニーズ		210		356		146
			保育ニーズ	587	430	△157	7		
			合計	797	786	△11			
	0～2歳	3号認定	0歳	64	43	40	40	△24	△3
			1～2歳	191	251	200	231	9	△20
合計			255	294	240	271	△15	△23	
平成28年度	3～5歳	1号認定	502	742	864	1,190	362	448	
		2号認定	教育ニーズ		207		356		149
			保育ニーズ	579	430	451	△149	12	
			合計	786	786	0			
	0～2歳	3号認定	0歳	63	31	46	46	△17	15
			1～2歳	192	264	200	282	8	18
合計			255	295	246	328	△9	33	
平成29年度	3～5歳	1号認定	503	741	864	1,192	361	451	
		2号認定	教育ニーズ		208		356		148
			保育ニーズ	580	430	459	△150	36	
			合計	788	786	△2			
	0～2歳	3号認定	0歳	62	39	52	62	△10	23
			1～2歳	189	277	200	288	11	11
合計			251	316	252	350	1	34	
《計画数値の見直し実施》			① 量の見込み		② 確保の内容		需給体制 (②-①)		
年度	年齢	認定区分	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後	
平成30年度	3～5歳	1号認定	502	766	864	1,192	362	426	
		2号認定	教育ニーズ		207		356		149
			保育ニーズ	579	430	459	△149	△32	
			合計	786	786	0			
	0～2歳	3号認定	0歳	61	49	58	62	△3	13
			1～2歳	191	264	200	288	9	24
合計			252	313	258	350	6	37	
平成31年度	3～5歳	1号認定	501	749	864	1,192	363	443	
		2号認定	教育ニーズ		207		356		149
			保育ニーズ	578	430	519	△148	49	
			合計	785	786	1			
	0～2歳	3号認定	0歳	60	48	58	71	△2	23
			1～2歳	184	278	200	324	16	46
合計			244	326	258	395	14	69	

(2) 教育・保育サービス提供体制の確保

① 施設型給付について

東金市では、3～5歳児の幼児期の教育・保育のニーズに対する供給は十分に可能な一方、低年齢児の保育ニーズは今後も増大傾向が見込まれており、保育機能の量的な充実を図るための方策が必要です。

この場合、施設面の問題と併せて教育・保育に当たる職員の確保も考えなくてはならないと考えています。

このことから、今後は、市内の教育・保育施設は原則的には保育機能も併せ持つ形に指向させるとともに、教育・保育にあたる職員の適正配置を図り、低年齢児の教育・保育の提供体制の拡充を図ります。

② 地域型保育給付について

地域型保育給付は新たに新制度で位置づけられたことに鑑み、低年齢児の保育ニーズの提供先の一つとして位置づけてまいります。

その中でも、3号認定の保育サービスの確保を図るための主力事業所としては、小規模保育事業の事業者を想定し、小規模保育事業の事業者又は参入を考えている者への情報提供等を通じて適正な形での認可申請につなげられるよう指導してまいります。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

(1) 利用者支援に関する事業（新規）

子ども及び保護者等、または妊娠している方が、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業として、子ども・子育て新制度に新たに導入された事業です。

実施状況	平成28年度に「子育て世代包括センター」の設立について、こども課・健康増進課で具体的な検討を行い、平成30年4月の開設を目指し準備を進めることとなりました。
今後の展開方針	平成29年度中に「子育て世代包括支援センター」開設のために必要な職員の配置及びこども課・健康増進課間の情報連携など実際の運営について更に検討を進めてまいります。

※子育て支援包括支援センター

東金市においては、こども課に基本コーディネーターを新たに配置し、健康増進課の母子保健コーディネーター（兼任保健師）と緊密に連携して、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」の構築を目指しています。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間により、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(利用人数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量	212	362	210	320	209	319	207	315	205	312
供給量	300	362	300	362	300	362	300	362	300	362
今後の展開方針	実績値は減少しておりますが、依然として施設に関わらず保護者の就労形態の多様化に伴い利用ニーズが見込まれることから、今後も十分に事業を提供できる実施体制の確保が必要と考えます。									

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実施状況	まだ具体的な検討を行っておりません。
今後の展開方針	船橋市、野田市及び鴨川市などの補助金要綱を既に施行した市の実績等を踏まえて検討してまいります。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実施状況	現状、特に本市から民間事業者に参入の働きかけは行っておりませんが、平成28年度中に民間事業者より保育所新設についての趣意書が提出され、現在、保育所の新設に向けて協議中となっております。
今後の展開方針	今後の保育ニーズに対する施設整備の必要性に応じて、調査・研究を進めてまいります。

(5) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間在宅していない者に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。現在、市内には14か所の学童クラブがあり、定員は568人で、小学6年生までを受け入れております。

(利用人数)	平成27年度				平成28年度			
	当初計画		実績		当初計画		実績	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	321	188	343	44	320	183	364	77
合計	509		387		503		441	
供給量	400		469		450		542	

(利用人数)	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	当初計画		見直し後		当初計画		見直し後		当初計画		見直し後	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	315	185	370	86	321	184	373	85	316	183	375	85
合計	500		456		505		458		499		460	
供給量	500		568		500		568		500		568	
今後の展開方針	就学児童数は減少していきませんが、地区によっては入室希望者が増加することが見込まれることから、臨時に学校教室等を借りることで供給量の確保を図ってまいります。											

(6) 子育て短期支援事業

本事業は保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活支援事業と、保護者が仕事等の理由により、平日の

夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

実施状況	短期入所生活支援事業：児童の状況を把握した上で、関係機関と連携して短期一時保護等を実施しております。 夜間養護等事業：具体的な検討を行っておりません。
今後の展開方針	今後も関係機関との連携を深め、児童に対する必要な支援を実施してまいります。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をする事業です。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量 (0歳児推計人口を再掲)	428	369	422	321	415	341	410	372	403	366
今後の展開方針	本市においては、乳児家庭を全戸訪問することが可能な体制（健康増進課保健師 9人、母子保健推進員 54人）が整っており、今後も引き続き実施体制の維持に努めてまいります。									

（８）養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

様々な支援・見守りが必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実施状況	東金市要保護児童対策地域協議会の関係機関を通じて対応を行っております。
今後の展開方針	今後も関係機関との連携を深め、引き続き対応を進めてまいります。

（９）地域子育て支援拠点事業

主に就学前の子どもと保護者が遊びを通じて交流する場所を提供し、仲間づくりや情報入手、相談の場として広く定着するよう利用を促進し、育児不安等を解消する事業です。

東金市においては早期からユニヴァーサル雙葉学園が地域子育て支援センターとして本事業に取り組んでおり、引き続き実施し、利用を促進します。

また、児童館での子育て支援活動や保育所の園庭開放などにも多くの子ども・子育て家庭が参加しています。

(年間延べ利用人数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量	973	3,021	971	2,210	956	15,042	943	15,012	930	14,983
供給量	1,500	3,021	1,500	3,021	1,500	15,100	1,500	15,100	1,500	15,100
※当初計画数値においては、ユニヴァーサル雙葉学園で実施している事業のみを対象としておりましたが、東金市児童館で就学前児童に対して実施している事業が本事業に該当すると判断したため、見直し後の数値に加算しております。										
今後の展開方針	核家族化が進む中で、子育てについて情報入手や相談できる場は重要な役割を果たしていることから、今後も利用促進をしていき、子育て家庭の育児不安等が軽減されるように努めてまいります。									

(10) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護をする事業です。

現在は市内2か所の保育所及び5か所の小規模保育施設で一時保育事業を実施し、幼稚園では預かり保育を実施しています。

(年間延べ利用人数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量	13,424	19,009	13,268	17,964	13,246	17,935	13,189	17,858	13,131	17,779
供給量	14,000	19,009	14,000	19,009	14,000	19,009	14,000	19,009	14,000	19,009
今後の展開方針	一時預かり事業への保護者ニーズは多くあり、保護者の就労状況の変化等により増加する可能性も考えられるため、今後も対応できるよう整備を進めてまいります。 また、国が幼稚園における待機児童の受け入れを推進していることから、公立幼稚園の預かり保育時間の拡大についても今後の検討課題といたします。									

(11) 病児（病後児）保育事業

本事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病児又は病後児を看護師等が一時的に保育等する事業です。

実施状況	りゅうクリニック「チョコ丸」にて病後児保育を実施しております。 利用人数実績 平成27年度 58人、平成28年度 34人
今後の展開方針	本市においては、平成24年度より病後児保育事業を実施しており、一定のニーズがあることから引き続き実施体制の維持に努めてまいります。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を提供することを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

次世代育成支援行動計画(前期)期間中において設置してから、順調に会員を増やしてきており、引き続き会員の拡大を進めてまいります。

子育て援助活動支援事業は、小学生の放課後の過ごし方の一つとしてファミリー・サポート・センターの利用が含まれており、学童クラブの利用者が増加傾向であること、緊急時の利用などが想定されることから、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、利用を促進します。

(年間延べ利用人数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量	477	675	476	782	475	780	474	779	473	777
供給量	500	675	500	782	500	782	500	782	500	782
今後の展開方針	登録会員数は増加傾向（平成27年度 234人、平成28年度 243人）であることから、引き続き当該事業の周知を図り、実施体制の維持に努めてまいります。									

(13) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し、実施する事業です。

対象となる妊婦が健やかに妊娠期を過ごすことができるように、母子健康手帳交付時に適切な受診を促すとともに、母子保健事業等の紹介を行います。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
見込み量 (0歳児推計人口を再掲)	428	402	422	368	415	341	410	372	403	366
今後の展開方針	本市においては、全ての妊婦が妊婦検診を受けることができる体制が整っているため、引き続き実施体制の維持に努めてまいります。									